

第 4 8 号 議 案

亀岡市消防団条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市消防団条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 4 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の項中「34,000円」を「35,200円」に、「23,000円」を「28,600円」に、「18,000円」を「25,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 消防団員の処遇を改善し団員を確保するため、部長、班長及び団員の報酬を次のように改めること。

改正前	部長	年額	34,000円
	班長	年額	23,000円
	団員	年額	18,000円
改正後	部長	年額	35,200円
	班長	年額	28,600円
	団員	年額	25,400円

- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。